

令和7年3月

物品及び役務の提供等入札参加にあたっての注意事項

契約検査課長

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、地方自治法、地方自治法施行令等日本国の法令のほか、横手市契約規則、設計書、図面、仕様書、契約事項を遵守してください。また、特に下記の点について、徹底するようにしてください。この注意事項に反する行為を行った場合、横手市建設工事等入札参加者指名停止基準の規定により、指名停止を行うことがあります。

1. 入札心得の遵守について

市では入札参加者に対し、入札心得を作成しその遵守をお願いしておりますので、必ずその内容をご確認ください。

2. 申請内容の変更にかかる届出について

入札参加資格申請書の内容に変更が生じた場合は、変更に係る書類を添付の上、速やかに、「横手市物品及び役務の提供等競争入札参加資格申請書記載事項変更届」を提出してください。その際は、変更届提出要領により作成し、提出してください。

3. 営業所実態調査の実施について

入札参加資格の適正な管理のため営業所実態調査を実施します。調査の結果によっては説明を求め、改善指導を行う場合があります。改善がみられない場合は、指名の回避、指名の停止または有資格者名簿から削除することがあります。

4. 横手市インターネットホームページの確認について

基本的な連絡は、市ホームページに掲載しますので、内容の確認は確実にこなうようにしてください。

指名通知等については、該当者にファックスにて通知します。

5. 確認・連絡の徹底について

市では指名通知等については、ファックスにて連絡しておりますが、基本的に全ての通知について、受信確認を求めています。様式は問いませんので、契約検査課に必ず受信した旨のファックスをお願いします。

6. 入札辞退届の提出について

市より入札の指名を受けた業者が辞退届を提出せずに入札会を欠席する例があります。

辞退届の提出なしに入札会に参加しないことは、極めて不誠実な行為にあたります。このような場合、その後の指名差控え等の対象となることもあります。入札を辞退する際には、入札会の開催前までに確実に辞退届を提出するようお願いします。

辞退届は、市ホームページに掲載の様式により、必要事項を記入の上、契約に使用する印鑑を押印して作成してください。

7. 入札会について

入札会に参加する場合は、入札心得、入札傍聴人心得等を熟読していただき、円滑な会の進行が出来るようご協力をお願いします。会の開始時刻以降の入室や、会話など、会の進行を妨げる行為は厳に慎み、節度をもって参加くださるようお願いします。

8. 入札書の作成について

入札心得を確認の上、入札書を作成してください。入札書は、公平・公正な入札の実施のために必要なもので、金額の比較が明確にできるものです。見積伝票等ですと、入札金額がはっきりわからず、誤った落札者の決定につながる恐れがあります。市ホームページ等を参考に、必要な項目（件名・金額等）がはっきりと示された入札書を作成してください。また、数字については、明確に分かるように記載ください。特に数字の1と7などの間違いやすい数字・文字についてはご注意ください。客観的に判断できない入札書は無効として取り扱います。

なお、指名通知に入札書の様式が添付されている場合は、その様式を使用してください。

9. 落札者に対する資料提出の依頼について

落札者に対し、契約締結までに社会保険料納入確認書を提出していただき、その未納がない事を契約締結の条件としています。なお、この確認書は、落札日以降の日付のものとします。

確認書の様式は、市ホームページに掲載しております。「法人又は任意適用事業所用」「個人事業主用」の2種類のうち該当する方をご使用ください。必要事項をご記入の上、事業所を管轄する年金事務所に提出して確認を受けてください。

※落札された場合に、契約締結までに提出していただく確認書です。入札参加の時点では必要ありません。また、この確認書と同様の内容が確認できるものであれば、他の様式でも問題ありません。

なお、未納によりこの確認書の提出が出来ない場合、市では契約を締結いたしません。

10. 関係法令等の遵守について

この通知は横手市内に本社又は契約を締結できる営業所等を有する皆様に送付しております。くれぐれも法令等の遵守をお願いします。